

第十六回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十五号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事吉米地美俊君 理事坊 秀男君

理事内藤 友明君 理事佐藤觀次郎君

理事井上 良二君 理事島村 一郎君

有田 二郎君 大上 司君

大平 正芳君 黒金 泰美君

藤枝 泉介君 福田 繁芳君

小川 豊明君 久保田鶴松君

春日 一幸君 平岡忠二郎君

福田 勉夫君

出席政府大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

大蔵事務官(主 白石 正雄君

計局法規課長) 渡辺喜久造君

大蔵事務官(主 阪田 泰二君

税務局長) (管財局長) 河野 通一君

大蔵事務官(管財局長) 河野 通一君

銀行局長) 前谷 重夫君

食糧庁長官) 専門員 椎木 文也君

委員外の出席者 専門員 黒田 久夫君

七月十七日

果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願(三和精一君紹介)(第四五二八号) 揮発油軽減に関する請願(西村直己君紹介)(第四五四〇号) 同(小川豊明君紹介)(第四五四一

同(小笠公留君紹介)(第四五四二号) 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六五九号) 同(大野伴陸君紹介)(第四六六〇号) 同外二件(塚田十一郎君紹介)(第四六六一号) 同(藤枝泉介君紹介)(第四六六二

号) 石油関税の減免措置延期に関する請願(小川豊明君紹介)(第四五四三

号) 同(小笠公留君紹介)(第四五四四

号) 同(西村直己君紹介)(第四五四五

号) 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六一七号) 同(大野伴陸君紹介)(第四六六三

号) 同外二件(塚田十一郎君紹介)(第四六六四号) 同(藤枝泉介君紹介)(第四六六五

号) 十八インチ以下子供自転車に対する物品税撤廃の請願(柳原三郎君紹介)(第四五四六号) 織物消費税廃止に伴う業者手持品の既納税額返還に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六二六号) 旧第三海軍燃料廠跡地開放に関する請願(田中龍夫君紹介)(第四六五七

号) 所得税法並びに法人税法改正案の撤回に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六五八号) 国家買収による土地、家屋移転補償料免税に関する請願(川島正次郎君外一名紹介)(第四六九六号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 小委員の追加選任 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求むるの件(正倉院の件)(内閣提出、議決第一号) 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求むるの件(皇居の件)(内閣提出、議決第二号) 積雪寒冷作地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案(竹谷源太郎君外二十四名提出、衆法第二二七号) 有価証券取引税法案(内閣提出第二七号) 砂糖消費税の一部を改正する法律案(内閣提出第三二七号) 富裕税法を廃止する法律案(内閣提出第三三三号) 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号) 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三三号) 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号) 特別減税国債法案(内閣提出第九八

号) 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号) 関稅定率法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一一六号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号) 塩業組合法案(内閣提出第二二二二号) 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三号) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三三号) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四四号) 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四四号) 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(内閣提出第九五五五号) 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三三号) 産業投資特別会計法案(内閣提出第一一一三三三号) 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二二二号) 相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二二二号) 信用保証協会法案(内閣提出第二二二二二二号) 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九九号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡

良一君外二十六名提出、衆法第二〇号) 国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五五号)(予) 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九九号)(予) 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七八号)(予)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

議案の審査に入る前に、ちよつと小委員の追加選任に関する件についてお諮りをいたします。

本委員会におきましては、去る五月三十日四つ的小委員会を設置し、小委員の選任につきましては、委員長に御一任を願つた次第であります。その中で金融に関する小委員会的小委員を一名追加指名したいと存じます。この点御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰ぶ者あり。

○千葉委員長 御異議がないようでありますから、春日一幸君を金融に関する小委員会的小委員に追加指名いたします。

○千葉委員長 次に、去る七日本委員会に付託されました本院議員提案の積雪寒冷作地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題として、提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提出者井上良二君。

積雪寒冷帯地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案

積雪寒冷帯地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案

積雪寒冷帯地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定による農業振興計画に基づく土地改良事業（かんがい、排水施設、温watため池若しくは農業用道路の新設若しくは改修、区画整理又は客土をいう。以下同じ。）の実施後、当該土地改良事業に係る水田に水稲の後作としての麦類（大麦、小麦及びはたか麦をいう。以下同じ。）又は菜種の植付（以下「植付」という。）をした場合（当該土地改良事業の実施前に植付がなされたことのある水田で政令で定めるものに植付をした場合を除く。）において、当該土地改良事業の実施後初めてその植付をした年の翌年から三年間（昭和三十一年一月一日以後にその初めての植付をしたときは、その植付をした年の翌年から昭和三十四年までの間）は、当該麦類又は菜種の収穫に因る所得については、所得税を課さない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年以後の植付に係る麦類又は菜種の収穫に因る所得について適用する。

○井上委員 たいま議題となりました積雪寒冷帯地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案の提案

の理由を御説明申し上げます。経済自立の達成が唱えられ、食糧自給が唱えられながら、今なお三百万トンに上る外国食糧の輸入をやむなくさしているのが国といたしましては、一日も早く食糧の自給を行わなければならぬのであります。このときにあたり、積雪寒冷帯地帯における農業の振興は、わが国の食糧自給にとって緊急に必要となっております。この意味において、積雪寒冷帯地帯振興臨時措置法に基づく農業振興計画による土地改良事業の実施後、その事業の実施に伴う水田に初めて水稲の後作として植えつ

けた麦類、または菜種類の収穫にかかるとしては、三年間その所得税を課さないこととするのがこの法律案の趣旨であります。何とぞ皆様慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次第であります。

○千葉委員長 次に、昨日十六日日本委員会に付託されました国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件二件、すなわち正倉院の件及び皇居の件の両件を一括議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。阪田政府委員。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件  
左記正倉院新宝庫を皇室用財産とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求め。

- 一 所在地 奈良県奈良市雜司町一五の一、一一九の一
- 二 口座名 正倉院
- 三 財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	備考
建物	倉庫	延坪 三三坪	一五、五〇〇	鉄筋コンクリート造二階建
工作物	門	一	一五、九〇〇	柱鉄筋コンクリート扉木
	圍	一	七六、七六	鉄筋コンクリート屋根付
	障	一	一、七〇〇	塀高七尺
	水	一	一、七〇〇	延長三間
	下	一	一、七〇〇	開渠三尺
	照明装置	一	三〇、八〇〇	埋下水溜槽二箇
	消火装置	一	一、三〇〇	土管六寸一尺
	土留	一	一〇、〇〇〇	照明三八個 差込一四個
	電力線路	三六間	三〇、〇〇〇	鑄鉄管二五〇耗八〇米
				石垣二四平方
				地下線三八四架空線二五〇
計			五、三三、〇〇〇	

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件  
左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求め。

- 一、所在 東京都千代田区一番
- 二、口座名 皇居
- 三、取得財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	事由	備考
建物	住宅	延坪 四坪	三、三三〇	増築	築木造平家建
工作物	水道	七五〇〇	増	増	鉛管、洗面器
	水	三、〇〇〇	増	増	鉛管、土管
	照明装置	三六、〇〇〇	増	増	電灯、点滅器差込み
	通信装置	一三、〇〇〇	増	増	電話器
	暖房装置	一六、五〇〇	増	増	電気暖房差込み
	雑工作物（電気時計）	一五、〇〇〇	増	増	
	雑工作物（空気調和装置）	八六、〇〇〇	新	新	設空気調和装置一式
合計			三、三三、〇〇〇		

○阪田政府委員 たいま議題となりました国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件、正倉院の件及び同じく皇居の件につき、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り正倉院は、千二百余年にわたつて貴重な宝物を保存して来たのであります。今後さらにこれを永久、かつ完全に収蔵保存するために、従来の本庫及び仮宝庫では、保存設備が不十分でありますので、これらの宝物を整頓、整備いたしました。災害、盗難から防止するほか、換気、通風を適度に保ち、湿度からの変質を保

護する必要から、昭和二十六年及び昭和二十七年の二箇年計画により、新宝庫を新築いたしましたものであります。その構造は、以上申し述べました目的に應ずるよう諸材料及び設計のあらゆる点に綿密な注意が払われているのであります。外観は付近の環境にふさわしい現在の本庫の校倉式の構造を模したものであります。

この新宝庫を皇室用財産として管理するため、昭和二十八年六月四日皇室経済會議の議決を得ましたので、国有財産法第十三条の規定により提案した次第であります。

次に、皇居の件について申し上げます。

す。

皇居内の吹上御文庫は、現在天皇、皇后兩陛下が常時住居の用に供され  
ており、皇室用財産として宮内庁が管  
理しているものであります。この建物  
は、戦時中、兩陛下の空襲時の待避所  
として建設された鉄筋コンクリートづ  
くり地下二階、地上一階の防空壕であ  
りまして、建物の構造上、衛生管理の  
面等から、常時の住居としては不向き  
であり、かつ手狭でもあるので、空気が  
和装置を設置して湿度の調整をはか  
るとともに、内部を改装し、かつ一部  
を増築して、さしあたり常時の住居と  
してさしつかえないものにしようと  
するものであります。この改装に伴  
う増築建物及び工作物を皇室用財産と  
して取得することについて、国有財産  
法第十三条の規定により提案した次第  
であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御承  
認下さるよう御願いたします。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲  
げました二十九法案中、ただいま説明  
を聴取いたしました三法案を除いた二  
十六法案を一括議題として質疑を続行  
いたします。

なおこの際委員長より政府当局に一  
言御質問申し上げたいのであります  
が、新聞紙の報ずるところによりま  
す、過般の水害地の中心である福岡県  
福岡市に本店を有する福岡銀行にスト  
が起つてゐるようであります。これは、  
たゞいま水害で悩んでおる罹災民を前  
にいたしまして、非常に不幸なできご  
とであります。これらのことにつき  
まして、なるべく詳細に政府当局より  
今までの経過、また現在の状況につき  
まして御報告を願いたいと存じます。

河野銀行局長。

○河野(通)政府委員 ただいまお尋ね  
の福岡銀行のストライキ問題につ  
いて、経過を御説明申し上げます。  
福岡銀行におきましては、六月の初  
めから給与の引上げの問題について、  
組合側と経営者側との間にいろいろ折  
衝を続けて参つておつたのでありま  
す。しかるに、両者の間で話し合いが  
つきませんままに、一月ばかりを経過  
したのであります。さらに七月八日  
におきまして、本店の非常業務部、営業  
部以外のものが一齊ストライキに入  
りました。その間各方面でいろいろあつ  
せん、あるいは当事者間の話し合いが  
続けられて参つたのであります。解決  
に至りませんで、七月十四日には、本  
店の非常業務部が無期限ストライキに  
入ることになりました。これが  
ため、銀行におきましては組合員以外  
の者、つまり部課長以上の者が全員窓  
口に出まして、業務にできるだけ支障  
のないような配慮をいたして参つてお  
るのであります。窓口は一応平静に推  
移をいたしておるよう聞いておりま  
す。しかるに七月十四日におきまして  
組合大会が開かれまして、十五日十一  
時から全店のストを断行するようにと  
いう指令を決定いたしました。これを  
各店に流したのであります。この間銀  
行といたしましては、裁判所に対しま  
して仮処分執行を要請いたしまし  
て、そういうふうな事態になつて参  
りましたが、地方労働委員会におきま  
しては、事態の紛糾を憂慮いたしまし  
て、あつせんに乗り出すことになつた  
のであります。このあつせん案が七月  
十五日にでき上りまして、当事者に示  
されたのであります。その案につきま

して、もし御質問がありますれば内  
容を御説明申し上げます。その  
あつせん案に対して、銀行側は、これ  
を組合側がむかふことを条件として承諾  
いたしました。しかるに組合側は、こ  
れを拒否いたしましたのであります。従  
いまして、地方委のあつせんも成功する  
ことができなかったような次第であり  
ます。爾来、ます／＼事態は両当事者  
間で紛糾をいたして参つております。  
裁判所は、先ほど申し上げました銀行  
からの要請に基きまして、七月十六日  
の午前七時以降、無期限スト実施中の  
組合幹部三十二名に対して仮処分を執  
行し、建物全部から退去して、同建物  
を裁判所が指定する第三者に管理せし  
めるといふことを決定いたしました。  
その通りの処置がとられたのでありま  
す。同日夕刻になりまして、組合側よ  
り上記の仮処分の解除を条件として、  
スト中止の申入れがあつたのであり  
ます。銀行側はこれに対して、さらに  
事態の真相を把握する必要がありま  
したために、この申出を拒否いたして  
おります。組合は大会によりまして、先  
ほど申し上げましたような全店ストを  
指令いたしました結果、四箇支店にお  
いて無期限ストに入り、他の四箇支店  
において九時から十時で一時間のスト  
をやりました。これは七月十七日  
であります。先ほど申し上げましたよう  
に、七月十五日の地方委の調停が失敗  
に終わりましたが、事態の紛糾を憂慮  
いたしまして、昨日の夕刻から地方委  
において再びあつせんに乗り出すこと  
にきまつたように聞いております。以上  
がこの争議関係の経過の概要でありま  
す。

業務はどういうふうになつておるか  
と申しますと、何分にも組合員以外の  
者、つまり部課長以上の者だけで仕事  
をいたして参りますし、店の前にはビ  
ケ・ライン等がしかれておるような状  
況になつて参ります。従いまして、実  
際には仕事はなか／＼はかどらないと  
いう点がありますけれども、現在のと  
ころまで、一般の預金の取付とか、預  
金の引出しが非常に殺到するといつた  
ような事態はないようでありませ  
ず、まあ平静とは申しかねますが、窓口  
において取付の状況が起るといつたよ  
うなことは、今のところ認められない  
状況になつて参ります。業務は今申し  
上げましたように、部課長以上でやつ  
ておりますので、扱いが非常にむずか  
しい。現在では手形の交換は、富士銀  
行の福岡支店において代行をいたして  
おります。それから現在、いろいろ預  
金者の方々が引出しができないため  
にお困りの方も出て来ようであり  
ますので、これらの問題に対して臨機  
の処置をとらなければならぬというよ  
うなことで、現地の財務局長及び日本  
銀行支店長等が中心になりまして、い  
ろいろこれらの問題の取扱いについて  
応急措置を検討いたしておりますが、  
今検討されております事柄は、たとえ  
ば小口の預金の払いもどし、さしあた  
り生計資金その他に必要をいたします  
小口の預金の払いもどしを、何らかの  
形で他の銀行において代払いをする方  
法を考慮いたしております。

それから第二は、大口の預金の払い  
もどしにつきましては、本店または支  
店長が窓口でその預金者を確認した上  
で、自己あての小切手を振出して、こ  
れを他の銀行で支払う、そういうよう

な便宜の方法をとるよう具体的に研  
究を進めて参ります。それから貸出し  
につきましても、福岡銀行に対する預  
金者の預金を担保として、他の銀行で  
貸出しを行う方法等も研究を進めてお  
ります。手形関係は、先ほど申しまし  
たように、富士銀行において代行いた  
すという措置をとつておるのでありま  
す。

以上が経過及びこれに対するさしあ  
たりの応急措置として、私どもが研究  
をさせておる概要でございますが、先  
ほど委員長からもお話がございました  
ように、水害のまづ最中、その被害が  
非常に大きく出て参りました中、し  
かも公共の使命を持つております金融  
機関が、原因のいかんを問はず、こう  
いう長い間にわたつてストライキの状  
況に入り、業務が事実上十分に行えな  
いという事態に立ち至りましたこと  
は、まことに私どもとしては遺憾しご  
くに存じております。しかしながら、  
金融行政当局といたしましては、これ  
が一つの労働問題として提起されてお  
ります関係もありまして、私どもとし  
てこの問題について具体的にどうい  
う対策をとつて行くことができるかとい  
う点につきましては、なか／＼むずか  
しい問題であります。現在のところ  
は、いろいろ研究をいたして参りま  
すが、事柄が非常に遺憾なことであつ  
て、結果が非常に遺憾な結果であるこ  
とは、これは申すまでもないことであ  
りますので、今後の推移を十分慎重に  
注意しながら、一日も早くこういつた  
遺憾の状態が解消いたしますことを念  
願する次第でございます。現地の方か  
らは、時々刻々電話、電報その他で報  
告をとつて参ります。さらに今申し上

第一類第六号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和二十八年七月十八日

三

げました以上に詳しい事情もわかつて  
おりませんが、とりあえず概要及び私ど  
もの今後の対策について、御説明申し  
上げた次第であります。

○千葉委員長 関連して、井上君。

○井上委員 ただいまの福銀のストの  
問題でございますが、問題は、待遇条  
件が問題になつて、ストライキをやる  
ことになつた。その待遇の内容につ  
いては、われ／＼とやかく干渉すべき  
問題ではありませんが、あなたが今お  
話になりましたように、銀行という一  
つの公共的使命を持つたものが、あ  
いふ災害で、非常に危急にありますが  
態に際会をいたしておることをよく知  
つておりながら、災害復旧の一つの動  
脈となる金融機関がストをやるという  
ようなことは、道義的に許すべきこと  
じやありません。やるならやる時期が  
もつと他にあるわけですね。こうい  
きは、あらゆる困難を克服して、業務  
に全力をあげるということが、その機  
関に負わされた当然の任務であらうと  
われ／＼は考へる。そういう点から、  
単にストライキをやつておる当事者の  
責任を追究するというよりも、スト  
ライキをやらずに至つた銀行当局に対  
して、一体あなた方はどういふ警告を  
発しておられますか。そういうような  
ことをやらなければならぬような銀行  
なら、閉鎖を命じて、そこにある一切  
のものは他の銀行にかわらなければ、こ  
の腹をきめてかからなければ、この  
問題は片がつきませんぞ。あなた方  
は、この銀行に対して、監督官庁とし  
て何か必要な指示及び監督命令を  
発しましたか、それを伺いたい。

○河野(通)政府委員 ただいま申し上  
げました通り、私も伺いましたし

は、銀行に対して、監督上の立場か  
ら、公式に命令、処置等をとつたこと  
はございせん。今これらの問題につ  
きましては研究いたしております。た  
だ、今お話のように、このストライキ  
が起つたことによつて、その銀行がけ  
しからぬから閉鎖してしまへというよ  
うなことは、私の責任においてでは  
ございせん、この点は御了承願いた  
いと思ひます。

○井上委員 問題は、その預金者の権  
利を保護することが、銀行局として  
非常に重要に考へられなければならぬ  
と思ひます。それが今のお話による  
と、何か小口のものだけは、他の銀行  
で何とか肩がわりしても扱つてやる  
という非常措置をとらざるにしてお  
るやうだが、それにしても、預金者の不安  
は、非常に大きなものがあることは事  
実です。そういう預金者を保護する立  
場から、この争議のすみやかな解決  
に対し、一応積極的に言つたら、頭取  
なり支配人なりを、あなたの方の財務  
局の方に呼ぶなり、あるいは日銀支店  
の方で話をするなりして、何か別途  
の方法で、これら預金者に迷惑をかけぬ  
ように、業務行為の行われるような措  
置を講ずべきじやないかと思つて  
が、これもどうもしかたがないとい  
つて、今のお天気みたいなこと、じつと明る  
くなるのを待つておることでござい  
ます。そういうことではどうもたいへ  
んなことになりません。さき国民金融  
公庫がストライキをやり、また市中銀  
行がストライキをやるというやうなこ  
とは、なか／＼容易ならぬ問題があり  
ますから、銀行局としては——われ  
れは待遇条件の内部に立ち至る  
ものではありませんが、預金者、一般

金融に不安を与えるという点を考へた  
ときに、この問題については、相当検  
討を要すると考へますから、ただちに  
必要な指示をどん／＼発して、従わ  
なければならぬで、業務停止を命令する  
権限をあなたには持つてゐるんだから、  
現に預金者への支払いが十分行われ  
ていないというの、銀行業務が正常に  
行われていないことを明らかに物語つ  
ておられますから、ストライキをやつ  
ておるからそれはできぬということはい  
けない、そんなりくつは立ちません。  
そこをあなたはどうか考へになつてお  
るか。それはやれませんか。私にそう  
いふ権限がないというので、やりほう  
だいにやらせておきますか。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げ  
ましたように、現地におきまして、財  
務局長及び日本銀行支店長に対して  
は、異次にわたりました。頭取その他  
銀行の幹部と話し合ひをさせ、ただいま  
申し上げましたやうな預金者に迷惑に  
ならないやうな措置を、小口に限ら  
ず、大口預金についてもとらざるに  
目下研究をさせておるのであります。  
大口につきましては、大体事業資金が  
多いのでありますから、これらにつ  
いては、自己あて小切手を出させて、他  
店でそれを支払うという措置まで講じ  
させるように、具体的にやつておるわ  
けであります。ただ問題は、いくら頭  
取をしかりつけて、けしからぬと言  
つたて、問題は解決しない。私ども  
は、経営者に対していくらかも言ひ  
ますが、それを言つたからといって、問題  
は解決しないのです。問題はそこにあ  
る。私は思ふから、この問題の取扱い  
については、さらに根本的に考へなけ  
ればならぬ点があるのじやないか。

なお、今井上さんから、業務停止命  
令をしたらどうかというお話でありま  
すが、業務停止命令も、私ども必要に  
よつてやります。しかし、それをやる  
ことが何を意味するか。業務停止命令  
というのは、御承知のように預金者に  
対する保護が欠けるから、その場合に預  
金者を保護するために、業務停止命令  
をして、整理をやらせるのが本来の目  
的である。しかるに、今細々ともいろ  
いろな措置をやつておるのを、業務を  
とめてしまつたら、かえつて預金者が  
困つてしまふ。そういう観点もあり  
ますので、ただ業務停止をしたら解決  
するといつたやうな問題でない。これ  
らの点もよく御覽察をいただきたく  
思ひます。

○井上委員 大体ストライキを起さず  
よ／＼頭取、支配人がけしからぬと思  
う。そういう頭取、支配人がおれば、  
今後何べんでも問題が起つて来ます  
よ。そういうものはかえさせなさい。  
その責任を負わずに、ただやつてお  
るだけ悪いと言つたつて、それはい  
かぬです。いかに重大な責任を持つて  
おるかというのを考へたときに、頭  
取、支配人の責任は大きい。その点を  
考へなければいけません。同時に、業  
務停止の問題は、私が言うのは、そう  
いふやうな不法行為をやるやうな銀行  
に対しては、戒筋の意味からでもやる  
べきだ、そうするの、他の銀行に対  
して、一つのみせしめにもなるぞとい  
ふのではない。他のいわゆる金融機関が  
いろいろなことをやつたら、あなたの方  
は業務停止命令をやる、そういう点を  
考へたい。やる、やらぬはあなた  
の権限ですから、私はそこまで立ち入

りませんけれども、少くともこれが非  
常に大きな金融不安を与えておる事実  
に立つて、監督官庁としては、もつと  
真剣に検討すべきだと私は思ふ。  
なお委員長に申し上げますが、この  
問題は、災害地に於ける非常に重要な  
問題を巻き起しておられますから、後ほ  
ど金融小委員会が開かれるやうであり  
ますので、委員会として、この問題に  
関して、一定の結論をつけて、政府に必  
要な申入れをするやうに、委員長でお  
とりはからいをお願いしたいと思います。

○佐藤(勲)委員 福岡銀行のストにつ  
いていろいろ議論がありますが、一体  
銀行局長、あるいは大蔵当局的に地方銀  
行に対する監督権は、こういう新しい  
事態ができてきたのですが、どこまで  
権限があるか、解釈されておるのか、そ  
のことをまず承りたい。

○河野(通)政府委員 監督権は、銀行  
法に基いて監督いたします。行政措置  
にいたしましては、その条文を持つて  
参りませんでした。二十一条から二  
十四条あたりにごさいます。免許の  
取消、業務の停止、その他財産等の保  
全のために必要な命令ができる。そう  
して預金者を保護し、金融機関の経営  
が国民経済に寄与するところに持つて  
行く。この二つの観点から、監督規定  
ができておるのであります。しかし、  
今度の争議行為のやうな場合、そうい  
つたことに対して、私どもがどうい  
う立場をとり得るかというところは、実は  
初め考へなければならぬ問題ではない  
か、一步誤ると、かえつて私どもが越権  
になる点もありやせんかと思ひます。  
これらの点も十分に今研究はいたして

おりますけれども、初めての事例でもありまして、もう少し研究し見なければならぬと考えております。

○佐藤(觀)委員 先日銀行局長の監督下にある国民金融公庫がストライキを起しましたが、その処置はどういうふうになつたかということが一つと、それから御承知のように、福岡は今度の水害で今非常に困つており、国会においても、特別委員会までも設けてやつておるときにこういうことが行われるという点に對して、一般的な反響が非常に大きい、こういう点について、銀行局長はどういう対策があるか、その点をひとつ承つておきたいと思つております。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫のストライキは、ちよつと日には忘れましたが、一日だけで終わりました。その後別に問題はないのであります。それから先ほど井上さんの御質問にお答え申し上げました通り、公の性質を持つておる金融機関、ことに銀行においてストライキというふうな事態が起つたことは、私は非常に遺憾しくだと思つております。しかもこういうことだん／＼に広がつて行くということになりますと、金融全体に對して非常に悪い影響を及ぼすというふうに考えられますので、この問題については、私もはどういう態度で臨んだらいいかということも慎重に研究しなければならぬということ、今研究はいたしております。しかし、とりあえずの問題といたしまして、ストライキの起つた銀行の個々の預金者等が非常に迷惑を受けることがないように、また金融がそれとどまつてしまつてしまつてしまつたように、先ほど来申し上げましたよ

うな応急の措置を今研究させております。これが軌道に乗つて参りますれば、さしあたり福岡銀行の預金者の方には、御迷惑には遠いありませんけれども、非常に大きな迷惑なしに預金の支払い等が行われるのじやないか、そういうふうなことを練らしておるようなわけでありませう。

○佐藤(觀)委員 至急善処方をお願いしたいと思つております。

○有田(二)委員 今井上委員が言われた通りに、これは、ストライキをやつたことについては職員ももちろん悪いのですけれども、事ここに至らせた銀行の首脳部にも、当然責任があると私は考へる。こういう事態になるについては、起したからには論をまたないのですが、やはり経営者の方においては、少くともこういう事態であるからどうかしんぼうしてくれ、この事態が何とかなつてからまたあらためてやることも、今ここでストライキをやるとは、西日本のいわゆる福岡銀行のお得意先を對してもまことに申訳ないといふことをなすべきであつたと思つておられますが、これらの点が十分尽されておつたかどうか、この点、銀行局長のお知りになる範囲内の情報を聞かしていただきたい。

○河野(通)政府委員 私どもが報告を受けておるところによりますと、先ほど井上さんの御質問にお答え申し上げました通り、この問題は六月の初めから交渉に入つておるわけですが、果次にわたりまして、ストライキというふうな事態にならないように、銀行当局者としては最善を尽して参つたと私は思

ます。ただ遺憾ながら、妥結に至るまでには両者の間に相当な開きがあつた。私に言わせるならば、銀行の当局者は、ストを回避するためにはできるだけの努力をやつて来たものと私は信じております。またこの経過から見ましても、六月五日から始まつて、七月の十四日に本店のストがあつたのでありまして、その一月ばかりの間に、何回にもわたつて、ほとんど徹夜々々と續けて行つて、あの頭取を御承知かどうか知りませんが、あの老人がまつたく疲労困憊して、病氣になつて倒れたという状態まで交渉を續けて参つた。そういうふうなことで、その結果については遺憾でありませうけれども、銀行の当局者としては、最善を尽して参つて来たことと私は確信しております。

○有田(二)委員 あの交渉状況を見ますと、銀行員の方の要求の方が少し常識的に考へて無理がある。金額の要求にしましても、少し無理がある。そのうちとは常識的に見て考へられるのです。また一面きよりの新聞を見ますと、十一支店全体に波及するといふことが出ております。またそういう指令を職員組合の方から出しておるといふような情報を聞いておるのですけれども、もしも十一支店がさらにストに突入するということになりますれば、この災害地全体に及ぼす影響は非常に甚大である。従つてこれに對しては、むしろ私は、他の銀行から応援を求めたり、あるいは財務局から人を派して銀行業務を代行するなり、何とかして災害地のこれらの人たちに対する応急の措置をとらなければならぬと思つております。これが平時でありますならば別であります。特に今日のように

西日本の災害で、さらに先般もまた水が出まして、ようやく昨日水勢が衰えたのであります。被害が重なつて来ておるといふような状態を勘案いたしまして、少くとも銀行業務に對しては、他の銀行から応援を求めるとか、あるいはそれができなければ、全国の財務局、あるいは大蔵省の職員を派遣して、これらの罹災者に對して万遺漏なき措置をとらるべきだと私考へるのでありませうが、銀行局長の御所見を伺いたいと思つております。

○河野(通)政府委員 御説はまことにごもつともであります。この点も先ほど井上さんの御質問のときお答え申し上げたのであります。昨日四店がストに入り、それから他の四店が九時から十時まで一時間のストライキに入り、さらにこれが広がるおそれもあるやうであります。他の銀行の行員を手伝ひに出すということにつきましても、福岡銀行と割合濃いつ関係にある某銀行の首脳者は、手伝おうという腹をきめたのであります。これを拒否いたしました。こういうふうな状態になつておりますので、そういう手がないのは非常に遺憾だと思つておられますが、お手伝いをするのができなかつたのであります。それから財務局の人たちを派遣する問題であります。これらの点もいろいろ考へてみたのであります。こ

ういふ緊急の事態だから、建前論なんか言つておつては間に合わないではないかといふようなおしかりを受けるかもしれません。が、一般公務員がそういう銀行の仕事をやることがよいか悪いか、この点も私も私としては考へなければなりません。国家公務員とし

て、そういうことは本質からいつても適當ではないのじやないかといふような意見もございまして、今のところはそういうところへ使うことはまずいのじやないかといふように私ども考へております。

○有田(二)委員 銀行局長のおつしやることは、一応正しいのであります。が、少くとも大野國務大臣が吉田總理から指令を受けて九州に行かれたのは、今日は非常事態だから、官僚の考へるような常識的な考へを逸脱して、実情に即してやれといふことで九州に行かれたように私は承つておるのであります。特にこういうふうな事態、しかも重ねて水害に見舞われておるといふような今日の事態をあわせ考へましても、これは平時ならば別でありませう。平時ならば、国家公務員としてそういうことは妥當でないといふことは、よく了承するのであります。九州、西日本のこの非常事態を考へますときは、むしろ国家公務員がそういう方向に向つて出て行つて、銀行業務も、罹災者に必要な資金を貸し出す業務にのみ限定してやるようにすれば、国民から何らおしかりを受けるようなことはないのみならず、むしろ国民から歓迎され得ることではないか。もちろん労働者諸君のストライキは、労働者の権利でありますから、従つてストライキをやつたことについては、私も必ずしも遺憾だとは考へていないのであります。ただ事態がこういう事態であります。がゆへに、ストライキをなさつておられる組合員諸君のことよりも、罹災者の非常に困られておる事態をあわせ考へまして、この際むしろ抜本的な方向で、これは異例に屬すること

であろうとは存じますが、そういうような御処置をもう一べんおとりになるように御検討願いたい。必ずしもそうしてこれとは私は申しませんが、ひとつ大臣ともよく御相談願つて、あるいは大野国務大臣とも御相談願つて、そうしてこれらの処置を講じて、罹災者に迷惑のからぬ最小限度の処置だけはおとりになることが正しいのではないかと私見を申し上げて、銀行局長の御所見を承りたい。

○河野(通)政府委員 お言葉の通り、問題を検討いたします。ただ、今のところ預金者の方に御迷惑をかけないようには、先ほど御説明申し上げたのであります。他の銀行で預金の代払いをする、あるいは大口の預金につきましては、福岡銀行が自己あて小切手を出して、これを他店で支払うという具体的な手を打つて、預金者に迷惑をかけないような処置を具体的に研究させておきますから、そういう手を打つて、それは預金者の方には御迷惑には違ひありませんが、最小限度の迷惑にとどまるのじやないかというように考へておきます。そういう手を急遽に具体化したと考へておきます。

○春日委員 私はやはり福岡銀行のストライキに関連しまして、別の角度から大蔵当局の所見を伺いたいと思つておりますが、この福岡銀行のストライキは、金融事業に携わる労働者のスト権のテスト・ケースにも相なるものと私は考へるのであります。従つて当局のこれに対する対策というものは、きわめて慎重なお取扱いがなければならぬと思つております。私は今にして思ひ起すことは、昨年秋行われた電産、炭労のストライキであります。

われ／＼が当時批判をいたしましたことは、当然早期解決の道があつたかと思われ一面、われ／＼が見受けました傾向は、このストライキを長期に引きかせることによつて、その被害を大衆に大きく与えるといつて、大衆の非難を高まらしめ、このことがスト禁法制定の基礎となる輿論喚起の方向に向けられたらならぬをなしたしなかつたのでございます。本日の新聞報道によりますと、この福岡銀行のストライキは、全支店に波及するといふようなことでありまして、もしそういうような方向にこれが動いて参りますと、これは当然輿論が巻き起つて参ります。従つてこの輿論の方向は、やがてかつて電産、炭労のストライキに対して考へられたように、金融業務に携わる労働者のスト権を禁止すべきだ、こういうような誤つた考へ方がやがて持ち上る場合がなしとはしないのであります。

そこで私が申し上げたいことは、当時私どもが政府に対して、昨年の暮れでありましたか、炭労、それから電産の争議に際して、政府がこれが早期解決のために、内閣総理大臣みづから乗り出して、早くこれを解決しろといふことを強く要望したのであります。政府は、故意にか、とにかく拱手傍観をいたしました。事態の推移にこれをゆだねた、こういうことではあります。ただいまあなたの御答弁によりまして、日銀の支店長、その他の機関を通じてそれ／＼乗り出されておるようでありまして、そういうような人に委嘱して問題の解決をはかるうとするのではなくて、やはりこれは大蔵省の監督下にあるならば、銀行局長がみづから

その地におもむいて、そうして労働者と経営者との間に対立するところの諸問題の解決のために、やはりあなたが悪処されるだけの責任と義務があると私は思ふのであります。そこで私はお伺いしたいのであります。現実には金融機関というものは、非常な利潤をい／＼／＼な面においてこつむつております。たとえて申しますと、貸倒れのための損失補償も、現実には千分の七というふうなものが、損失もないのに大体において認められておつて、これが課税の対象から除外されておる、その他幾多の社内保有金が積み立てられておつて、銀行の利潤というものは非常に歴大なものであります。こういう銀行の前身を一番よく知つてゐるものは銀行の従業員であります。従つて彼らが一萬八千円ベースからあるいは二萬三千円の賃金要求をするといふことは、その企業の利潤がそれだけたくさん上つて来れば、その利潤の配分を労働者が要求するといふことは、これは当然考へられることであつて、必ずしもそれを外部から過大であるとかいふ一方的な批判は、当たらない場合があるかと存じます。そういう意味において、金融機関が現実にはネット・プロフィットを社内にくさん確保しておるという事実を労働者が指摘して、その配分を要求するといふことは、あるいはこれは現行賃金ベースよりも相当上まわるベース要求ではあるけれども、しかしその業務に携わつてその利潤をもたらしめた当事者としては、要求することがやはり当然のことであろうと私は考へるのであります。こういうふうな意味合いにおいて、これが過大な要求だといふ単なる外部的な、常識

的な批判によつてこれを律することなくして、実際に利潤があつて、それだけのベースを確保してやつてもこれを支出するだけの財源があれば、これは当然支出することによつて労働者の要求を満たしてやつて、し／＼して業務に精励できるという態勢をつくり上げるべきだと思ふ。こういうふうな観点に立つて、今福岡銀行のストライキが全支店にまで、しかもそのことが罹災地において預金者の大きな負担になるうとしておるとき、銀行局長が、人に頼んでこれに対してそれ／＼の措置を講じておるといふような態度は、あたかも昨年暮れにおける電産、炭労に対して政府がとつた態度と非常に似通うものであります。このことは、ただ輿論をアジつて、その結果ストライキに対するい／＼／＼の規制を行うといふような野心があるかとも考へられるわけでありまして、どうかそういう意味合いにおいて、一つには預金者が非常に困つておるし、労働者の要求といふものも、われ／＼がいろいろの決算報告書によつて検討しますとき、これは必ずしも過大な要求であるとは断じがたい。そういう意味において、これを早期に解決して、誤れる非難が労働者に向けられるようなことのないように、公正なる処置をなされて必要があると思ひますが、これに対して銀行局長はどうお考へになつておるか、御答弁願ひたい。

○河野(通)政府委員 お話のように、私どもは公正な立場で、この問題の一日も早く解決することを望んでおります。故意に長引かして特別な考へを持つてやつておるといつたことは毛頭ございませぬ。ただ私が直接現地まで参

りまして、この問題の処理に當るといふ点につきましては、これはいろいろ私としても考へなければならぬ、目下国会の方にも私どうしても出なければならぬという問題もございませぬ、かつ現地にあります財務局長は、私最もよく知つておるつばな人でありまして、彼の善処を私どもは十分期待してさしつかえないものと確信しております。ただいまのところ、私たちに現地におもむくつもりはございませぬ。

それから銀行の収益が多い少いの問題については、これは考へ方はいろいろ立とうと思ひます。ことに銀行といふものが貸倒れに対する準備金を備へて、預金者の保護に欠けるところがないようにしなければならぬといふことは、これは程度の問題ではあります。私は必要だと思ひます。またもしかりに不当な利益が上つて来るとすれば、これは取引者に対するサーピスに充てるべきだし、貸出し金利を引下げるというふうな努力は、今後一層具体的に進めて行きたいと思ひます。そういう観点で、一方銀行といふものが非常に公共的な性質を持つておる、金利等がすべて政府によつてきめられておる。従つてこれらの問題は、その収益の出で来る結果といふものが普通の企業とは相当違ふと思ひます。これらの問題については、銀行については、私はやはり違つた観点から考へなければならぬ問題があるといふことだけを申し上げさせていただきます。

○千葉委員長 この問題は非常に重要な問題でありますから、午後二時から開かれる金融小委員会におきましても取上げて、十分審議したいと思ひます。

六



から、さよう御了承願います。

なおこの際農林大臣並びに食糧庁長官が出席になりましたので、農林大臣に対する質疑を許します。小川君。

○小川(豊)委員 前会からずつと食糧庁長官に対して、食糧管理法に関する問題が出ておるわけです。本日農林大臣の御出席を願いましたが、大臣は就任後きわめて日が浅い。従つていろいろな先入観を私は持たないと思ふ。また大臣は農林官僚の出でもないがゆえに、義理合も情実もないはずだと思ふのであります。しかも総理の信頼きわめて厚い人であるということを知りておる。こういう点から、この食糧庁の問題について、今日世間ではいろいろ流布されておる疑惑をひとつ一掃してもらいたい、こう思つて農林大臣にお尋ねするわけでありませう。今日農民は、生産費に償わなないきわめて低い価格で米を供出しておることは、御承知の通りであります。従つて農家の経済は、きわめて困難な状態になつて、農業手形の債務返済にも四苦八苦しておる、こういう状況である。しかるに外米は、一石当り一万二千円も出して輸入しておる。こういう点は農民のきわめて不満としておるところであります。しかも一方、配給を受ける立場になつて考えると、米の配給は一箇月に十五日くらいしかもらえない。しかも配給所へ行つてやみで買ひなれば、いくらでも買える。こういう状態が今日の食糧行政の中に行われたい。これは食糧事務所の問題でない、配給所の問題であるといつてこれを葬り去つておくことはできないと思ふ。今日食糧庁の米なり麦に對する取扱いは、きわめて慎重でなければならぬ。

わけである。一点の疑惑も残さないように、綿密な注意をしておるからなればならぬにもかかわらず、巷間に伝わる食糧庁をめぐる不明朗なうわさ、あるいは疑惑に包まれた話、食糧庁関係の仕事をしている業者にとつては、もう常識のようになつておる。私も農業団体で長い間仕事をしておつて、何十回となくこういう話を聞かされて、また見せられておるのであります。こういうことではいけない。一般から信頼されないうで、こういう供出とか配給とかいふ食糧行政ができるはずがない。こういう点を非常に遺憾に思つて今日に至つたのであります。けれども、この問題は、個人の名誉や信用にも関することなので、私も慎重に思つて来たわけでありませう。ところが食糧庁のこれらの食糧の取扱ひ、ことに私下げ、あるいは売渡し等に對する方法が、どうしても私どもには納得が行かない。あまりにも情実が伏在しておるのではないかと、この疑念が深まるばかりである。食糧庁としては、食糧管理法があり、あるいはその付屬法規があつて、それを守りながら私下げなり売却なりをやつておるのであつて、決してかつてにやつておるとは思ひませぬが、その管理法あるいは付屬法規なりをかつてに拡大解釈をして、売渡しをしておるのではないかと、私下げの点が多々ある。私が自分で調査したところでも、食糧庁の取扱ひでやつておつた米なり、麦なり、あるいは大豆なり、砂糖なり、これは統制がとけなから、今取扱つていないものもありませうけれども、こういうものが大量に

民間に払い下げられておるわけでありませう。この払い下げたものは、食糧管理法によつて、実需者に一般競争入札で払い下げることが原則になつておるわけでありませう。ところがこれを見ますと、一般競争入札によつて実需者に払い下げられているのではなくて、随意契約によつて、しかも特定の会社にきわめて安く払い下げられておる。しかもこの特定の会社が、何らか工場を持つておるものならば、実需者を拡大解釈してもいいと思ひますけれども、こういう何も仕事を持たない、まつたくの中途ぎ会社にしかすぎない会社に払い下げる、しかもこの会社の首脳部が、それよりもそつて農林省出の高官である。かつそれが参議院等にみな席を置いている有力者であるといふことは、この点について私どもはどうしても疑念を持たなければいけない。瓜田にくつを入れずといふことがありますけれども、初めからはだして瓜田に入つておるといふような見方ができる、こういう点に一つの問題がある。今後とも持たない単なるトンネル会社に対してこういう私下げを続けて行くおつもりか、あるいは実需者に対して、一般競争入札によつて、食糧管理法並びにその付屬法規を必ず守つてやるつもりか、この点をまず第一点としてお尋ねしたいと思います。

○保利國務大臣 回答申し上げます。食糧會計の中において、お話のような疑惑を持たれるような点があるのではないかとお尋ねすることは、私は就任前に、どうもあの辺が臭いのではないかとお尋ねしたに過ぎないと思ひます。

○小川(豊)委員 農林大臣のお考えはわかつたのですが、この問題を先般来から私は食糧庁長官にお聞きして、食糧庁長官から、私の質問に對して、それは適法であり、適正であり、何ら手落ちはないのだ、こういう御答弁を私はいただいている。そうすると食糧庁のやつたことに對して、私の方

で言ひいがかかりをつけたようになって来るわけでありませう。そこで今大臣も、そういうことではないと聞いていると、こうおつしやつたが、ここに食糧庁の方から私の資料よりもこの資料によつて言つた方が、あなたの方から出た書類だから間違ひないと思ふ。これによると、二十七年に輸入米の中から相当量の黄粟米、事故米が出ておるのです。その中で四百八十一トンというものは、去年の四月二十八日に通産省の官營アルコール工場に払い下げられているわけでありませう。ところが、これは通産省のアルコール工場へは払い下げず、人の名前は省きませうけれども、農林省のきわめて高官であつた方が経営している日本糧穀株式会社という会社に払い下げられた価格よりもトン当り七千円高くここから買つておる。この会社は、別に工場も持つていないけれども、何にもありません。ただ中継ぎ会社であり、トンネル会社だ。このトンネル会社にトン七千円ずつもうけさせて、官營のアルコール工場へ食糧庁の米を払い下げなければならぬ理由がどこにあるかといふことを、私は疑わざるを得ない。これについて、大臣にひとつお答えを願ひたい。

○保利國務大臣 ただいまの小川委員の御質問とせられるところ、実は私も話を聞きまして、これはどういふわけだといふ疑問を抱きました。しかし通産省の方としては、各アルコール工場に配分をする、そこで、一括して代理者を求めて、その代理者によつて配分等をやる、そのために所要の経費が入

つて行く、これは、実際の便宜が私は  
実需者の方にあつたらうと思ふので  
す。そういう意味で、この点は説明を聞  
けば一応了解ができるように私は——  
小川さんはどうでありますか知りませ  
んが、話を聞いてみますと、もつとも  
だというように私は感じてはいるわけ  
であります。同様の疑点は私は実は持  
ちました。

○小川(豊)委員 これは、もちろん通  
産省の官営工場が九工場あるのですか  
ら、九工場の分をまとめてどつかで引  
取つてくれたら便利だという話も、一  
応納得が行くのですが、それは、通産  
省自身がアルコール工場を九つも自分  
の経営でやつてゐるのだから、そこで  
まとめてとればいいことであつて、こ  
こへトン当り七千円ずつもの経費をよ  
けいかけて払い下げる必要は毛頭な  
い。しかもこの会社は、農林省の高官  
が出てゐる、何の会社でもない、ま  
たくこの業務をやる会社だ。そういう  
ところへ払い下げる必要は毛頭ないと  
思ふ。

次にもう一点、あとで五月三十日  
に、蒸溜酒用として——先ほど申し上  
げた米は、これは人間が食つては悪い  
米だ、こういうことでアルコール工場  
へまわした。今度は、これも黄変米で  
す、人間に食わしてはいけない、人に  
配給してはいけないというので、蒸溜  
酒用として三千七百三十九トンを三つ  
の会社に払い下げてゐる。この場合  
には、指名競争契約ということになつ  
てゐるのです。この場合は、ここには  
書いてありませんが、この五月三十日  
の少し前に一回入札をやつてゐるので  
す。一回入札をやつて、それが農林省  
の予定価格に達しないというのでさら

に値段を引下げて、五月三十日にこれ  
を払い下げておるわけですから、これは食  
糧庁が悪いというのではなくて、それ  
に対する監督の責任はあると思ふのだ  
が、おそらく業者が悪いのだと思ふ。  
この業者は話し合ひをして、この価格で  
とつてはつまらないから、もう一回再  
入札をやつて安くしようという話し合  
ひができて、みんな相談して安く入れ  
た。そうして三万二千円あるのは三万  
三千円というふうな価格でとつてお  
る。このとつたのはまだいい。この中  
にある三千七百三十九トンのうち、最  
も大口にとつておるのは東洋醸造とい  
う会社で、この東洋醸造の工場は、私  
は知りませんが、静岡の大仁という  
ところにあるそうです。この払下げを受  
けた東洋醸造は、この食糧については  
使途目的等をはつきりし、その使途目  
的を變更する場合には、農林大臣の許  
可を受けなければならぬことになつ  
てゐるのに、どういふことか、これを  
協和発酵という会社へ千二百トン横流  
してゐる。さらにもつとひどいのは、  
この東洋醸造から和歌山県にまわ  
されて、食糧として配給されておるの  
です。百トンほどと思ひますけれど  
も、これはあなたが検察庁に聞いたら  
よくわかるでしょう。そうすると、配  
給を受けたものを用途目的を變更して  
他に流し、さらにまた一口は和歌山県  
へ持つて行つて食糧にして配給されて  
しまつた。たとえば一斗、二斗かつぎ出  
しても取締るのに、この場合百トンとい  
うものが、オーダーもなければ輸送証  
明もなくして、どうしてこういうふう  
に和歌山県の方に運べるのか、これは  
食糧庁の関係したことでなくて、私  
い下げを受けた会社、あるいは横流し

を受けた会社が、かつて法律に違反  
してそういうことをやつたんだらうと  
答弁すればそれまでです。今までの食  
糧庁長官の答弁では、そういうことが  
あつたことは聞いておるが、それは業  
者がやつたので、私の方はよく知らな  
いということであるが、それでは監督  
の責任は果せないと申す。この点につ  
いて、大臣はそういうことは実際に聞  
いておる、こういう話であつたが、私  
は、こういう事実を知つておる、知つ  
ておるが、それでも決してまづいこと  
はないのだとおつしやるのか、これは  
まづかつたから今後気をつけるとおつ  
しやるのか、ひとつはつきりしてい  
た

○保利國務大臣 蒸溜酒用に今お話の  
三千七百トンからの払下げをした。そ  
れのやり方は、やり方としてはよかつ  
たのだらうと思ひます。つまり実需  
者である醸造家に、大蔵省の推薦によ  
り、そして推薦された人たちの指名競  
争入札でやつておるわけですから、こ  
のやり方はよかつたらうと思ひます。  
それから東洋醸造という会社が協和  
発酵という会社に転売をした、それは  
お話のように、転売をする場合、同一  
の用途に供する場合には転売ができる  
ことになつてゐるそうですが、そのこ  
とがいろいろ悪いかは別といたしまし  
て、その転売をするについては、成規  
の手続はとつてゐる、そこにも間違い  
はないと思ひます。しかし、それから  
先にとんでもないところへこれが動い  
ておるといふことが問題になるわけ  
でございます。そうしますれば、問題  
は、食糧として配給し得る、あるいは  
実際これを食糧として扱つたとします  
ならば、まだ食べられるものを事故米

として払い下げたかどうかという点  
が、第一点にきわめられなければなら  
ぬ。それから、そういうことを今後も  
起り得る形で放置しておいていいかど  
うかという点が第二点だらうと思ひま  
す。ともかくも非常に高い外貨をもつ  
て買つて来た米、それが事故米になつ  
てゐる。これはできるだけ国民経済の  
上からいつて、最高の効率を上げる方  
に始末をして行かなければならぬこと  
は申すまでもないことでもあります。私  
はそういう点で、もし大蔵省が御推薦  
になつても、どうもこの人に渡したん  
じやどうやられるかわからぬというよ  
うな人に対しては、入札に参加さすべ  
きものじやないというふうに考へるわ  
けであります。そういう点は、ひとつ  
よく細心の注意を払つて行きたいと思  
ひます。この点については、とにかく  
最終においてそういうふうに食糧とし  
て、配給用にあるいはやみに流したと  
かなんということがある、これはも  
うどこまでも突きとめて行かなければ  
ならぬというふうに思つております。

○小川(豊)委員 日本の食糧事情から  
いつて、外米を輸入しなければならぬ  
といふことは、これは当分長く続  
く、従つて、この取扱ひにいろいろの  
きわめて慎重でなければならぬとい  
ふことは、先ほど私が申し上げた通り  
あります。ところが、こういうふう  
に食糧庁が、人間に食わしてはいけない  
んだ、人が食つてはいけないんだとい  
つて払い下げておるものが、ほかへ行  
くと食糧として使われておる、そうい  
うずきなことがあつていいものか悪  
いものか。それから次に、オーダー  
もなく、輸送証明もなくしてこういうも  
のがどん／＼運ばれており、日本國中

かけまわつてゐるとすれば、この点で  
も——これは業者がやつてゐるんだか  
ら、おれの方の知つたことじやないと  
いうならそれつきりかしませんが、  
少くともこういう高い金を出して買  
入れた米の取扱ひというものは、もつ  
と慎重でなければならぬにもかかわ  
らず、それに対する監督が十分に尽さ  
れていないといふことを、私はきわめ  
て遺憾とするものであります。

それから次に、また八月二十二日に  
もあつて、それがここに書いてある。  
これも食糧庁から報告されておるが、  
千四百四十八トンのものが、幾つかの  
ものに払い下げられておる。ここでそ  
の表にある三つを対照して見てくださ  
い。四月二十八日に通産省へ払い下げ  
た、そのうち日本糧穀株式会社とある  
が、この日本糧穀株式会社は隨意契約  
です。それから今言つた東洋醸造、こ  
れについては指名競争入札の形をとつ  
てゐる。またその次の第三表になつて  
来ると、これまた千四百四十八トンを  
日本糧穀株式会社というところへこれ  
も隨意契約してゐる。それならば私は  
お聞きしたい。なぜ日本糧穀株式会社  
というところだけ隨意契約してゐるの  
か、なぜここだけ隨意契約しなければ  
ならないのか。これだけのものがある  
なら、これに対して競争入札をやつた  
らいい。競争入札をしないで、ここだ  
け隨意契約してゐるといふその考え方  
が私にはわからぬ。この点もお聞きし  
たい。

○保利國務大臣 食糧の業務運営の関  
係もございませうし、かつまた、今  
御指摘のお話につきましては、国務庁  
長官の方へ申入れもあつて、そういう  
ふうな取扱ひをしておるようござい

か、なせここだけ隨意契約しなければ  
ならないのか。これだけのものがある  
なら、これに対して競争入札をやつた  
らいい。競争入札をしないで、ここだ  
け隨意契約してゐるといふその考え方  
が私にはわからぬ。この点もお聞きし  
たい。



ます。なおその上に必要であれば、食糧庁長官からお答え申し上げます。

○小川(豊)委員 私は、こういうような規則や法規の中でやつてもさしつかえないのかというところをお聞きしたい。そういふ規則なり規定なりは、それをやれるように初めからつくつてしまつてゐる。規則に反してないからこれはやつてもいいとか、反しているから悪いとかではなく、こういう規則をつくつてしまつてゐる。つゝつてゐるからといつて、どん／＼こういうことをやられていたのではわれわれ国民はたまらないので、こういうものをおやめになるつもりがあるか、もつと公正にやるつもりがあるか、ということをお聞きしてゐるのであります。

○保利國務大臣 それはごもつともでございます。これをやつた、ここまでのところは規則に従つて、そうして誠に業務をやつて来たが、結果がはたして多数の方の納得を得るか得ないか、納得を得なければ、これは規則ですからかえればいいわけでありませう。納得を得るようにかえるようにしなければならぬ。私は十分検討していただきます。

○小川(豊)委員 これはちよつと納得行くか行かないかという御答弁ですが、こんなばかんなことを納得する人はおそろくないと私は思う。だから、これは当然こういうことをしないで、国民がもつとこの食糧行政に対して信頼できるように形式でやつてもらわなければならぬ。私ついで先般も、野田の醬油会社の方に会つたのですが、大豆も問題でしょうが、あなたの方も扱下げをやつたらいいじやないかと言つた

ら、やはりあれば会社が別にあつて、あそこへ頼みに行かなければだめだ、農林省へ行つてもだめだということをお聞きしたい。こういうことが幾つかある。そういうことは、例をあげればもつと出て来るけれども、そういうことは別として、次に、二十七年の碎米の事故米というのがここにあるが、三十二、二十八トン、これはまあ都道府県知事の申請で各味噌醤油油協同組合というところへ配給してゐるもので、これもその配給の仕方は悪いとは私は思わないが、ここにも日本農林通商株式会社といふものが介在して来てゐる。これをみなそこへやらなければいけないというふうなことをいふか、もしここで

一べんお聞きしたいのは、この値引きした理由というものがどういふことになつてゐるかといふこと、これは当初より品質が悪く、買付辞退、割当辞退のために約二年の長期保管をし、それによつて品質が低下し、原材料用価格では売却が困難であつたから値引きしたと、こういうことを理由としてゐるのであるが、一体、自分の金で輸入して、自分の資本で商売してゐるなら、輸入したものが品質が悪ければ、早く売つて早く処分をすべきだ。ところがこれを二年間も倉庫へ置いて、保管管理料を払つておいて、値段が下つたからこれを安く売りました、これが国の米を扱つてゐる責任のある人のなされる方かどうかといふことを、私はお聞きしたい。

○保利國務大臣 事態をよくきわめてみなければわかりませぬけれども、ただいまの小川さんのお話のようなことは、まことに不適當の処置であると思はれます。

○小川(豊)委員 二年もこれを保存しておいて、しかもそのために安くこれを売つておる。資本を自分で出した会社ならばつづれてしまふ。国だから平気でやつてゐるが、こういうことをやられてはまことにもつとたまりない。そのほか砂糖の問題は、これは課長が自殺してゐることだからやめまされけれども、大豆の問題でも、大豆がたゞさん扱下げをされてゐる。これは食糧庁の方では、競争入札で扱ひ下げのだからさしつかえない。これは米とは取扱いが違ふのだと言つておるけれども、少くとも国が買ひつけて、政府手持ちになつてゐるものを、実需者でなければならぬと思ふ。しかるにこれが一つも一つもと言ひませぬ。実需者にも扱ひ下げておられますけれども、実需者でないところにたゞさん扱ひ下げておられる。この点では、たださういふ抽象論ではいけないから、一点申し上げますが、私の知つてゐるあるところへ、農林省は相当の大豆を扱ひ下げて来た。これを引取つてくれ、そしてここへ渡してくれといふことを言つて来る。ここ、ここへやつてくれ、この二千何百トンかは、あなたの方の名前をかりて、あなたの方でやつてもらひたいといふことで、受まわしてもらひたいといふことで、受けまいか受くべきかといふことを、私も相談を受けておる。そういうことをやつてはいけないといふので、断つてゐるわけですが、私、そういうことがないというなら、私は名前まであげて言えます。それがどこか、どこが引取つたか、これも人の名前まであげても

つておる。なぜこういう不明朗なことをなさるか。何も時価六万円もするものを、三万円に扱ひ下げるのは、當、不當は別として、じかにやればいい。それを、そういうところを通して、そつちへまわしてくれといふところに、米のすべての立て方が、さしつかえない、さしつかえないとおつしやつておられますけれども、書面上でさしつかえないように出てゐるけれども、全部トネルになつて、そつちへ行つてゐる。こういうことをやつては困る。今後は、こういうことをやらぬような措置をとつてもらひたいといふのが、私の質問の焦点になつて来るわけだ。この点について農林大臣、これから外米はどん／＼扱ひ下げておつたら、どうかあなたの口から、この点についての御回答を私は承つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 私は、この九千トンあまりの黄粟米の扱ひ方は、一応聞いてみました。その他の問題は、まだ十分承知しておりません。いづれにいたしましても、この歴大な食糧事業を営んで参ります上に、効率的に事業を運営して参ります上に、あるいは無用と見られるような仲介機関が必要である場合も、実際はあるだらうと思ひますけれども、しかし、この食糧事業によつて不当に利得を生ずるようなものがあるといふことは、これは断じて許されぬことだと思ふ。従ひまして、その点につきましても、私の努力がどこまで及び得ますか、とにかく最善の努力を払ひつゝもっております。

○小川(豊)委員 それでは最後に一点申し上げますが、米はだれ／＼、大豆はだれ／＼、砂糖はだれ、麦はだれ

と、農林省では、扱下げする人は大体きまつておる。そうしてそこへみんな頼みに行くのです。これだけはいから、農林省へ行つたつてもらえないのです。そこへ行きなさいといふことを言われる。そこへ行つて、コミッシヨンを扱つてもらつて来るといふのが、今日の扱下げの麦や、大豆や、砂糖や米の実情なんです。それでどういふことをいふ砂糖のようなものはもうないかもしれませんが、当時は五、六万トンの砂糖を手持ちなさつておつたはずで、トシ当り八千何百円かのもうけを、中継会社にやらせられるように、扱ひ下げておる。こういうことがなされておつたのでは、しまいにたいへんな問題になつて来るから、農林大臣はよくこの点を検討をされて、そういう不明朗なことをないようになされたい。そしてなお特につけ加えたいのは、農林省出の高官が、すべてこれらの会社の社長である。これが不明朗でない、何のまずいこともないといつても、自分のところから出てゐるかつての次官や、かつての食糧庁の長官が、会社をこさえて、そこへどん／＼扱ひ下げて、そこからほかの人がみんもらつて行くといふなら、かりにその中に、何らの利益がなかつた、何らの不正はなかつたといつても、これは人は承知しませんから、今後、この点についての御注意を十分願ひたい。

○島村委員 私どもは、食糧の特別会計の財政を扱ふことは、今まで何回かあつたはずで、しかも現在提案されておられますような法案の内容に接することが多いのであります。たとえて申しますれば、この法案のごときは、小

学校の給食用に特別価格で払い下げ、その損害を補填するために一般会計から繰り入れるというように、疑念がもたらせる事実はないとお考えになつておられますか、明確にされたい。

○井上委員 ただいま小川さんから、具体的な事実について、食糧庁の持つておられます事柄の扱下けについての疑惑の点を質問しておりましたので、これに対して大臣は、疑惑を持

たれる事実はない、こういう答弁をされておられますが、今小川さんが申し上げた疑念は、今小川さんが申し上げた疑念をどうお考えになつておられますか、明確にされたい。

○保利國務大臣 それは、小川さんが御指摘になりました黄変米の取扱について疑念があるかないか。私が先ほど申しましたように、小川さんも御指摘になりましたように、東洋醸造から協和醸造に転売した。それは今日の規則をもつてすれば、少しもとがめることではない。ただその協和醸造からまた妙なところへ流れ、それが事故米として処分されたのかかわらず、食糧として供給されたという事実が、かりにありとしますならば、それが協和醸造と、その最終の取扱つた人との関係であるか、あるいはいつとさかのぼつて、東洋醸造との関係に及ぶか、あるいは東洋醸造に払い下げた食糧に及ぶのかというところに、疑惑といへば疑惑でしようけれども、そういう意味におきまして、食糧庁の職員に關する限り、この問題に關して疑惑をかける事実はないよう説明を受けておられます。またそう了解をし、そう信じておるわけでございます。

○小川(豊)委員 ただいま井上さんの関連質問に対して、大臣の答弁がありました。これは誤解ないように願いたい。東洋醸造から協和醸造へ行つたのは千二百トン、それから東洋醸造から和歌山県にまわつたのは百トン程度だ、こう思うのです。これはそういう事実があるかないかわからない、こういう御答弁でしたが、そういう事実があつたから検査当局に検査されて問題

になつたわけであつて、この点は食糧庁の長官はよく知つておられるはずだ。だから大臣は知らないかもしれないけれども、和歌山県で検査されて、裁判の問題になつておられる、それを長官はよく御承知のはずだから、その点私が言いがかりをつけておられるのじやない。あるかないかということをごつておられますか、明確にされたい。

○前谷政府委員 お話の点は、御承知のように和歌山県で問題になつておられますが、ただいま大臣が仰せられたのは、東洋醸造と食糧庁との関係において、そういう問題はない、ということをお話になつたのであります。東洋醸造が和歌山県にどうしたかという問題は、大臣のお話は別じやないかというふうには了解しております。

○小川(豊)委員 東洋醸造とあなたの方の関係に対しては、大臣の答弁はそれでいいのです。けれども、和歌山県へ行つて黄変米が食糧に配給されたという、この事実があるのかないのか、あつたとすれば、それはどういふふうにして処理されているかということ、あなたから答弁を聞きたい。これはあなたには知らないはずはない。

○前谷政府委員 お答え申し上げますが、和歌山県で、東洋醸造が和歌山県の御業者を対象として、そこへ引渡した、それが配給されておるといふことで、現在事件が取調べられておるわけであり、私が聞いておりますところによりますと、東洋醸造のそれを取扱つた個人がそういうふうにしたのだというふうに、現在の取調べはなつておるといふふうに聞いておりますが……。

○小川(豊)委員 そうすると、それはあなたの方から東洋醸造へ配給されたものが、和歌山県へ行つて食糧に配給されたということだけは認めるわけですね。

○前谷政府委員 その点が現在取調べ中で、そういう疑いを持つてやられておるといふことはお話の通りでございます。

○井上委員 問題は食糧として配給不適であるものが、食糧として配給されておる。食糧として配給不適なるがゆえに、工業用品その他の用途に、食糧から扱下げの条件を明確にして払い下げたものであります。それが食糧にかつておる。その事実が具体的にどう来たか。これに対して何らおれの方は責任もない、そのやつた行為に疑惑を持たれることはない、一体これで事が済みますか。食糧行政をさずかるものが、しかもこれに対して何らの責任の追究も明らかになつてないのです。それで一体事が済みますか。それで一体食糧行政の主管者としての大臣の任務が果たされるとお思ひになりますか。あなたは就任早々でありますから、事情もされてない。しかし政治的にこの問題を考えた場合に、貴重な外貨を使つて、そして国内にはわずかに内地米は十日か十二日くらいしか配給されてない現状において、血の一滴にもひとしい外米を配給不適品として払い下げたりおる、これが食糧にまわつておるといふことを聞いたときに、その配給を受けておられますところの国民が一体どういふ感じがいたしますか。食糧行政に対して国民が満足に了解をしますか。問題は、その政治的責任について私は聞いておられるのである。その点大臣はどうお考えになりますか。

○保利國務大臣 私の不行届きによつて生じたことについては、私が政治的に責任をとらなければならぬことは申すまでもないことでございます。さればとて、食糧庁の職員が誠実、精勵に職務を行つて、そしてたま／＼あやまちを生ずるといふような場合もあるうかとは存じますが、黄変米の問題のごときは、食糧問題にのみならずおる国民としては、だれしもがこれは最大の関心を払つておるわけでございますから、この取扱の面において多少とも不当な点がございますならば、たといいつの時代でありましようとも、それは責任を見のがすというわけには参らぬと思ひます。ただ今日まで私が承知いたしておりますところでは、食糧庁の職員に過誤があつたということを突きとめる何にも根拠はない。しかしそのために、何か食糧庁の職員連中が不名誉な疑惑を受けるというふうなことはまことにしのびない。そういうためにも、今後の取扱について、私は、私は細心の注意を払つて行きたい、そういうことを申し上げておるわけであり、決して国民に対して、責任を回避するといふような気持は毛頭ございません。

○井上委員 この黄変米の問題につきましては、本年の春農林委員会におきまして、当面の責任者であります東畑食糧庁長官に対して、これが扱下げについては慎重を要するといふことを私も警告を發したことを記憶しております。と申しますのは、一万二千トンに上ります黄変米は——実際は一万二千トンと推定をされておるが、それが扱

て私は聞いておられるのである。その点大臣はどうお考えになりますか。

○保利國務大臣 私の不行届きによつて生じたことについては、私が政治的に責任をとらなければならぬことは申すまでもないことでございます。さればとて、食糧庁の職員が誠実、精勵に職務を行つて、そしてたま／＼あやまちを生ずるといふような場合もあるうかとは存じますが、黄変米の問題のごときは、食糧問題にのみならずおる国民としては、だれしもがこれは最大の関心を払つておるわけでございますから、この取扱の面において多少とも不当な点がございますならば、たといいつの時代でありましようとも、それは責任を見のがすというわけには参らぬと思ひます。ただ今日まで私が承知いたしておりますところでは、食糧庁の職員に過誤があつたということを突きとめる何にも根拠はない。しかしそのために、何か食糧庁の職員連中が不名誉な疑惑を受けるというふうなことはまことにしのびない。そういうためにも、今後の取扱について、私は、私は細心の注意を払つて行きたい、そういうことを申し上げておるわけであり、決して国民に対して、責任を回避するといふような気持は毛頭ございません。

○井上委員 この黄変米の問題につきましては、本年の春農林委員会におきまして、当面の責任者であります東畑食糧庁長官に対して、これが扱下げについては慎重を要するといふことを私も警告を發したことを記憶しております。と申しますのは、一万二千トンに上ります黄変米は——実際は一万二千トンと推定をされておるが、それが扱

て私は聞いておられるのである。その点大臣はどうお考えになりますか。

○保利國務大臣 私の不行届きによつて生じたことについては、私が政治的に責任をとらなければならぬことは申すまでもないことでございます。さればとて、食糧庁の職員が誠実、精勵に職務を行つて、そしてたま／＼あやまちを生ずるといふような場合もあるうかとは存じますが、黄変米の問題のごときは、食糧問題にのみならずおる国民としては、だれしもがこれは最大の関心を払つておるわけでございますから、この取扱の面において多少とも不当な点がございますならば、たといいつの時代でありましようとも、それは責任を見のがすというわけには参らぬと思ひます。ただ今日まで私が承知いたしておりますところでは、食糧庁の職員に過誤があつたということを突きとめる何にも根拠はない。しかしそのために、何か食糧庁の職員連中が不名誉な疑惑を受けるというふうなことはまことにしのびない。そういうためにも、今後の取扱について、私は、私は細心の注意を払つて行きたい、そういうことを申し上げておるわけであり、決して国民に対して、責任を回避するといふような気持は毛頭ございません。

い下げられるという、この黄変米が積んである周辺のものも黄変米だとし、払い下げる危険がある。その倉庫を管理しており、当該の食糧事務所の管理官、あるいは倉庫番、これらにうまく話をいたしますならば、その周辺の良質の米を事故米として払い下げる危険がありません。そこはよほど注意をせぬといけません。こういうことを事実について私は警告を発したことがありますが。ところが今日、ここで黄変米として払い下げるものが食用として販売されておるといことが摘発されて来た。これは、まさに私どもがそのことを予想して警告したことについて、政府は何ら具体的に監督してないというのを裏書きしているのです。監督しておるなら、こんなことは起つて来ません。これを食べれば肝臓癌になつて死んでしまふというような米を、いかに金もかけのためといえども、業者が第三者に流り渡すことはあり得ません。知つてやれば殺人罪を構成するのです。そういう危険な米を食用として流るやうはありませぬ。そういうものは工業用として使われるから、少くとも市販をされておる米、正当に食用として供されるという米が事故米として払い下げられたものであるという事は明確であると思ひます。そうすると、われわれが国会を通して政府の行政に対して必要な注意を与えても、その注意が何ら具体的に取入れられて実行されてないといふことが、ここに明確になつて来ている。一体、これを業務を扱つて来ている者に対してどういふ警告を發しましたか、一体あなたはどういふ警告を發しましたか、重大な責任です。それは業者がやつたことだから、政府は

一々そんなことまで干渉していらぬということか、存じませぬけれども、国民に与える影響といふものは大きいものであります。だから、少くともわれわれはこの問題を契機にして、再び今後かかることが起らぬように、あなた一段の監督を行政上に及ぼしていただきたいと考えます。ともに、この問題について議論をしておき、この間、お互いが責任追究になつて来ますから、これ以上私はこの問題を掘り下げるとやかく申しませんが、さきに小川さんからいろいろ、具体的事実を述べられておる点を素直に承つておきます。と、また一方の感覚がいたします。これもやはり何となくとも公正な、だれが見てもあたり前だということや、方々に改める必要がある、これはあたり前であるかと思ふ。そういう点で、大臣は今後新しい一つの対策をお考えを願ひたいのであります。この際、特に私はこの法案を審議して行く上において重要な疑点が生じて参りましたから、ここで二、三伺つておきたい。特に出席をたび／＼求めるわけに行かぬ、大臣はお忙しい身体でございますので、多少時間に制限がございますけれども、伺つておきたいのは、昨日衆議院の本会議で修正案が通過いたしました。この修正案のうちで一番大きな問題は、本年度供出米に対して奨励金の名目で、石当り八百円生産農民に渡すというところがきめられております。これを予算的処置をやらうといはします。これは、あの説明によると、どうしても約二百億ほど所要資金が必要である、このために新しく食糧の特別会計内の食糧証券の発

行限度をふやさなければいけぬ、そういうことになつて来るようであり、これに関連をしまして、当面の責任者である農林大臣は、この衆議院で議決いたしました二十八年度産米の価格について、この修正をそのまま実行される意思があるかと思ふ、またなければならぬという責任が起つて参りますが、この場合は、あなたは自由党の政策を代表される農林大臣でもあるわけでございます。これは当然であります。そうすると、自由党は自由販売を主張し、そうして二重価格制度には反対をして参りました。ところが改進黨さんの主張されておる、われ／＼両派社会党の主張されておる、二重価格制度というものが一部この改正案の中に採用されておるといふ説明を、昨日賛成討論においてされておりました。そのうち、農林大臣は党の政策は二重価格には反対だけれども、国会で可決されたこの修正案は、国会の意思を尊重する立場から、これを否定するわけには行かぬ、こういう立場をおとりになりますか。この点を明確にされたいと思ふ。

○保利國務大臣 石八百円の奨励金を出すことによつて二重米価になるかならぬか、これはきのうの御発言を承つておりました。いろいろ見解が違つておるようでございます。要は、国会の予算が成立しますれば、議決に従つて行くよりはかたない。と申しますのは、それはなるほど自由党内閣でありますから、自由党の政策を中心として行かなければならぬことは申し上げるまでもございませぬけれども、しかし今日の実際の政治勢力の分野から申しまして、自由党の政策をより多く実施し、推進して参りますために、他の政治勢力の御協力を得なければならぬ実情になつておるわけであり、参ります。そういう上になつて行われて参ります。国会の意思、これには当然従つて行くべきである、それが二重価格であるか、これは見解のわかれるところで、いろいろ、解釈の仕方があるようでございます。ただ私は、国会の議決に従つて行くことを申し上げるはかたはございませぬ。

○井上委員 どうもそのところがはつきりしないのですが、たとえばこの修正案に基いて新しく食糧証券の発行のわくを二百億増額する修正案が出た。審議する場合、修正案を出した提案者と、これを受入れて実行に移す政府との解釈がまち／＼だといふようなことでは、法案の審議はできません。提案者側と政府との間において、少くとも政府がこれに同意する以上は、解釈は統一すべきであります。そうして統一成つた後に正規な法案を提出すべきであります。どうもいろいろ、考えが違つて、解釈が違つて、見解の相違だといふことでやられたのでは、一体われ／＼はそんなむちやくちやな議論に基いた法案は審議できません。そこは非常に大事です。私にはさういふあなたの方を具体的に表明願ひたいのです。この二重価格制度であるといふのが、いやそうではないのだと言つてごまかすのとの間に、一つは奨励金、昨日の委員長報告では完全奨励金と言つておる、ところが一方この案に賛成をした、修正を主張して参りました改進黨の河野金昇君の本会議の討論では、これは完全奨励金ではない、供出奨励金だ、こう言つておる。だから完全しなくても供出に充じて石当り八百円づつもらえる、こういう解釈であります。この解釈は非常に違つて来ます。また供出の上にも非常に影響を及ぼす。米価それ自体の生産費を償うか償わぬかという問題は別にいたしまして、予算の上において、あるいは供出の全般の上において、この二つの解釈は重大な食い違いを持つて来るのであります。一体政府はどつちとお考えになつておるか、供出奨励金として八百円石当り出すのか、完全遂後に完全遂量に対して石当り八百円を出そうとするのか、その点を明確にされたい。

同時に、いま一つは、今年の十一月の新米穀年度に入るにあつて、消費者価格を引上げると言つておる、そういうこの価格差をできるだけ接近させようという意向が与党側にあるといふことをたび／＼新聞で報道されました。大臣のお考えはどういふお考えでありますか。十キロ六百八十円の現行価格を維持しなければ、二重米価制度を主張する改進黨の主張は通りませぬ。改進黨の主張を通そうとすれば、十一月における新米穀年度を中心とする新しい消費者価格の改訂をせなければいけません。一体どちらをお考えになつておるのか、これは食糧証券の発行限度に重大な関係を持つて来るのでありますから、この際その点を明確にされたいと思ふのであります。

○保利國務大臣 これは、修正をせられたら国会で御提案になるか、あるいは修正せられたらものを、成立すれば執行しなければならぬ責任を持つ政府が提案するか、いずれにいたし

まして、食糧証券の限度発行という事は、必要なる措置としてとられなければならない。そこでその限界をどうにかにまとめるといわれましても、私は、この問題は今日の食糧事情の上から行きまして、国内食糧供出を確保して行くためにとられている政治的配慮であると思ふ。従つて、この出来秋の供出を、必要量をどう確保して行くかというところから、政府の責任において、国会の盛られている意思に従つて処置して行かなければならぬ。従つて出来秋につきまして、十分に万全の措置を講じて参りたい。消費者価格につきましては、承つておきますところは、今回奨励金として附加せられる八百円については、今年産米の消費者価格には盛り込まないというお話しは、昨日の御発言を承つておりまして、そうであるように承知をいたしております。従つて消費者米価の決定の時期にあたりまして、消費者価格でありますから、その消費者価格をどう決定することが、消費者の家計負担の上からいって、また国の財政の上からいって妥当であるかということをよく検討して決定しなければならぬと思ふ。従つて、その際に慎重に検討いたして決定をいたすつもりであります。今日は、これ以上は消費者価格については何も申し上げることはございませぬ。

が河野金昇君は、供出奨励金だということに言つておる。私がこの点を何ではつきりせなければならぬかと申しましたと、完遂奨励金にするか、それとも供出奨励金にするかということによつて、この予算に盛り込まれておきますところの二千五百万石の集荷の上に重大な影響を来し、またそのことが食糧証券の発行にも、やはり一応の限度の基礎になつて来ます。だから政府は、一体完遂奨励金と考へておるか、供出奨励金と考へておるか、どちらかということを明確にされなければならぬ。同時に予算でありましますから、今年の秋の米の消費者価格を何にせなければならぬといふことは、またこれから二、三箇月もあることとございまして、そのときの物価その他の状況も勘案をされてきめることとありまします。およそ今日予想してこれにきめるというところは困難でありましても、当然今年の秋になりましますならば、正規な生産者価格といふものが算定をされて、実際の基本価格といふものは上つて行く、われ／＼がこういふ一つの推定を持ちますときに、消費者価格を現状ですえ置くか置かないかという問題には、二重米価を主張する者とせぬ者との上において、非常に重要な政治的な問題になつて来ます。そういう点を割切つた上に立つて、はつきりこの食糧証券に対する発行限度といふものが算定されなければならぬと私は考へております。そういう点について、秋の消費者米価については、今から考へておかななくとも、まだ時間があるといへばそれまででありまします。政治家の心構えといふものはおおよそできていなければならぬ。同時にまた、今申しました

完納奨励金が供出奨励金かということ、これがまた米価決定の上に重大な影響を持つて来るので、そういう点をひきつらかにしてもらいたい。

○保利國務大臣 先ほど申し上げたところで尽きておると思ひますけれども、昨日修正議決せられた予算には、供出完遂奨励金というように出ております。そして、この奨励金の大体の見込み予算は、二千五百万石の供出を確保する上から、二百億円というのが出て来ていると思ひます。そういう点は、判断の材料にならうかと存じます。従ひまして、出来秋の供出をできるだけ確保して行くというところに三党の政治的配慮があると存じます。それ以上は、政府の責任において供出を確保して行くという上から、この予算執行に当らなければならぬ、こういうふうな考へております。

○井上委員 わかりました。わかりました。大臣はまだ大臣になりたてです。実際の供出の事情といふものを、食糧庁長官とともに、もつとよく御検討をされる必要があると思ふ。と申しますのは、食糧、特に米に対する集荷についての緊急処置令は今ありません。まづ納得ずくの供出割当になります。そうなつて参りますと、あなたの方では最低二千五百万石を必要とするかきに押えて、二千五百万石を供出するならば、完遂奨励金は石当り八百円やろう、こうなつたときに、一体当該県の知事が民選知事として、自分を支持してくれておる農民の供出割当をできるだけ安くする、しかも義務供出以外の米は石一万円以上で買われる、しかもこの奨励金には税金はかかる、こういう有利な条件

が後にありますときに、義務供出量はできるだけ少くして、早く県内の供出が完遂するように処置を講ずるのは人情であります。またこの完遂奨励金が石当り八百円もあるということになれば、この完遂奨励金を目当にして、できるだけ当該県の供出割当を少く政府と交渉して取り取つて、そして早くその供出を完納することによつて、石当り八百円の奨励金をもらおうということになつて来ると、実際は、予想割当の二千五百万石をはるかに下まわる義務供出割当に事実上なるのです。去年のわすか石当り百円の供出完遂奨励金においでさへ、後に控えているところの超過供出一万五百万円という大きな懸賞が、いかに関東その他の地方の米産地の知事をして、政府に対してねばらしたことでしよう。そしてその県とは結局話合ひがつかぬじやないか。最初に公表したところの割当数字よりもはるかに下に、秘密裡に折衝しているにやありませんか。もし県側ががんばつて政府側の言うところの割当に感じないで、もつと低くなつたらどう引受けませんと云うた場合あなたはどういたします。何の法律でそれをとらうとするのです。現実にとる法律がないでしよう。国の食糧の重要性を考へ、農村に対する政府の手厚い厚い／＼の対策を農民がよく理解して、協力してやらなければいかぬという気持にならなかつたら、供出は出ません。そういう場合、そういう供出の完納金があるということが、逆に供出量を減らすという逆現象を生んで来ます。そして押しの強い県知事や農業委員会に押しまわされて、とうとう泣き入りしなればしようがないということに事実なつて来ます。私はきょうこれをあなた方に予告しておきます。はつきりするなり。逆にこれが供出奨励金八百円ということになつたら、かわつて来ます。供出さえすれば石当り八百円ももらえるということになれば、これは大分かわつて来ます。しかしそう言つたのでは、あなたの方は二重米価を認めることになるから、そこは言ひたいけれども言えぬというのがほんとうじやありませんか。どうもそうじやないかと私には見ているのです。ここがつかぬところだ。つかぬところだけれども、食糧確保のため、また後に控えておきます食糧証券のわくを拡大して二百億をこの委員会で通さなければならぬためには、率直に農林大臣の心境を申しもたらぬと、事実上秋の供出の上に重大な問題をはらんで来ますよ。その点に対して十分御検討を願ひたい。これに対する大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○保利國務大臣 供出が強権供出の時代を過ぎて、この兩三年来非常に困難を来しつつあるということは、もう御承知の通りであります。従つて、私どもとしましては、食糧事情に不安なからしめる状態に置き得ますならば、できるだけ早くこの統制撤廃を行つて行くということ、そこにも理由があるわけなんです。それができないという現状のもとにおきましては、どうしても必要量の供出は確保しなければならぬ。これは最も農村の理解者である井上さんあたりの御協力をいただかなければできません。それをできないのだと頭から言われたのでは、これは初めから話にならないわけでございます。ほんとうに今日の国民最大の問題は、食糧にかかつてゐるわけでありま

して、食糧の問題に悩んでいる今日の事情からいたしまして、政府としても、議会としても供出を確保すべく努力をいたしておりますから、従つて農村側におきましても、この事情をよく御理解をいただき、深い同胞愛も加えていただいで、あらゆる手段を講じて供出に協力を願うように、これはひとつぜひ国会側の御協力をいたしたかなければできません。もとより政府の責任でございますから、政府としては最善の努力を払つて行くつもりでございます。

○千葉委員 時間が大分経過しておりますから、そのお含みでお願いいたします。

○佐藤(鶴)委員 時間がありませんから、二、三点についてお伺いしたいと思います。この供出金の八百円の問題につきまして、米価審議会とはどういふ関係になりますか。今度の米価値上げの問題について、どういふようなお考えをお持ちでおられるのか、大臣から伺いたい。

○保利國務大臣 これは奨励金でございますから、米価審議会とは直接の問題はないと思つております。もし間違ひがありましたら、食糧庁長官から訂正させます。

○佐藤(鶴)委員 おそらく今度の新米の米価について、これが相当いゝ／＼な問題を与えると思う。先ほど井上さんから、その問題についていゝ／＼言われましたが、われ／＼農村におきましますから、地方におきましても相当質問があると思う。これをどういふように解釈していかかという問題について、議員として農村をまわる場合に、そういう問題についての政府のはつきりし

た観点を知らしておかれなさいと、われれ自身が不安でございますから、食糧庁長官でもいつこうでありますか、ひとつお明示を願いたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。昨年度におきましても、超過供出奨励金を三千円付したわけでございませぬが、米価審議会におきまして御決定を願うのは、基本価格としての米価で、それを御審議願うわけであります。もちろんその際、そういう奨励金等の具体的内容について十分御説明申し上げることは、申すまでもないことである。

○佐藤(鶴)委員 食糧管理法でいろいろ問題がありますが、外米の問題であります。今年度の外米の確保について、農林大臣はどういふふうにお考えになっておられるか、その一点を伺いた

○前谷政府委員 お答え申し上げます。本会計年度といたしましては、御承知のように九十万トンの輸入を計画いたしておるわけでございます。現実には、米の需給の問題といたしましては、十月末までの本米穀年度の問題かと思ひますが、本米穀年度におきましては、大体予定量の買付をいたしております。そのうち二十万トンがまだ到着をいたしておりますが、本米穀年度を了しまして、二十万トンは今後十

この計画は遂行できると考えております。○井上委員 ちよつと最後に……。私ただいま大臣の御答弁を承りました。実はこの委員会としても非常に重大な段階に来ると思つております。そこで私は

委員長に向うのですが、委員長は、多分改進黨から提案しましたあの予算修正案に賛成をされておることであろうと思ひます。その上で大蔵委員長として、この食糧管理法の改正案を後ほど審議にかけるのであらうと思ひます。そうなるにつれて、大臣は完遂奨励金八百円と云ふことを言つておられる。ところがあなたの方の昨日の本会議における河野金昇君の賛成討論を聞いておると、あれは供出奨励金と云うておられる。これは非常に違ふ。そこで大蔵委員会に、食糧証券発行額の限度を引上げる法案をどうせ提案をされて参りませうから、それまでにひとつ政府側とも、また与党側とも十分お話をされて、大臣の言ういわゆる見解の相違という点を明確にして、本委員会に委員長から言明を願うように、議事進行の上において要求いたしておきます。

○千葉委員 承知いたしました。

○春日委員 ただいま同僚委員の方から、黄粟米、あるいは碎米、大豆、砂糖というふうなもの、私下げを中心とする食糧行政に対して、大分幾多の疑義が投げかけられたのであります。これに對する大臣並びに長官の御答弁によつては、疑義がますます深まるばかりで、何一つ解明されてはいないと思ひます。保利農林大臣の御答弁の中に、困難な条件下において職務に精勵している農林省の役人が、そういうふうな疑義を受けるという

ことは非常に忍びがたいというふうなお言葉もございましたが、これがただ単に疑義であるならば、御説の通りであり、またわれ／＼国会議員においても、何らかかることのないところにも疑義を授けるということとはよろしくな

いこととございませう。しかしながら、われ／＼が本日までいゝ／＼見聞して参りましたの中には、たとえば砂糖の私下げ問題をめぐつて、食糧庁の課長が熱海で自殺したというふうな事件もある。こういうふうな問題は、何らやましいところがない、背任し、あるいは瀆職したというふうな事犯が何らないならば、あたらず若し命をそういうふうなところを捨てるといふような結果になることではないであらうと私は考えるのであります。いづれにしましても、そういうトネル会社を通じ、しかもそのトネル会社の社長は、すべて次官であつたとか、食糧庁長官であつたとかいふような人たちが、こういうふうな人が主宰してある会社に対して、一私下米にして何千万円、砂糖のごときは何億という利益を享受しておつたというときは、断じて私どもは納得することができないのであります。本委員会の質発応答を通じてこれを知る国民は、これに對してさらに新たな憤激を感ずるであらうと私は思つて示されたことは、わずかに数点であるけれども、歴年にわたつて吉田内閣が、この食糧行政を通じてこういうふうなことをどだけ行つておるかというところは、私どもがこれを推定するに、非常に恐るべき内容がそこにひそめられておるのではないかと、そういうふうな疑義すら抱かざるを得ないものであります。

そこで私は委員長にお伺いしたいが、ただいまの大臣並びに長官の御答弁によると、大体そういうふうなことがあるが、現行法規の建前において、そういうふうな私下げの事柄は別

に違法ではない、法内の処理が行われたものであるという御答弁でございませぬ。このことは、立法の府にあられるところの当事者たちと、それからかつて立法の府におつて、今はしづいてそれらの営利会社の社長になつておる諸君とが相結託をいたしまして、そうしてこの農林食糧の法律を、そういう利潤が獲得できるような体系にしておいていゝ／＼と運営されておるというふうな疑念すら、私どもは抱かざるを得ないのであります。そこで、こういうふうな状況下において、そういう不当な膨大な利潤を彼らに得ておる。なまかつそれが法規に照らして何ら違法でもないとするならば、今後こういう事態が絶たないであらうし、しかもこれが国会の本委員会の論議を通じて何ら問題にならないとすれば、これは重大なことであり、私どもはその責任を果すゆゑではないと思つておられます。私はこの機会に、小川君の提起をいたしましたこの問題を契機として、本委員会の責任においてさらに食糧行政の正決議案とか、あるいは何らかの形において、こういうふうな不当な処理の行われることの根柢を今後抜本塞源的に絶つ必要があると思つて、委員長は本問題の結末をいかにつけられるつもりであるか、ひとつ委員長長の御所信を承りたいのであります。

○千葉委員 春日君にお答えいたします。この問題は、国有財産私下げの問題と類似の事象でありますから、本委員会に取上げまして、そうして二十一日にはこの問題のために理事会を開きまして、十分に協議したいと思ひ

